

て何ぞ、腐敗に非ずして何ぞや。吁、天下の正義を布衍し社會の木鐸を以て任とする斯界に、一人正義の爲め千萬人と雖も我往かむの意氣を以て民衆に臨むの士無きか。操觚界亦此の如くにして恃むに足らず。労働爭議の解決愈々至難なりと謂ふ可し。

(六)

吾人は労働爭議の激する所、社會の大波瀾を捲き起す可く、現在關西地方に蔓延せる爭議が益々悪化の傾向を有する際、吾人は勞資の調和を計るべき機關として巨資を擁する勞資協同會が手を拱きて何等爲す所なきを看て其無能と無責任に驚かざるを得ず、曾ては實業界の霸王と謳はれ又君子人として崇敬を一身に集めたる澁澤翁は今果して何事をか爲しつゝある、斯會の如き今や奮然蹶起すべき秋に非ずや、否寧ろ進んで爭議の渦中に投じ難問の解決に努むるが其責務に非ずや、而かも其聲を聞く可くして聞く能はず、協調の聲寂々たるは吾人の苟かに怪む處なり。

(七)

吁、勞資の争ひ漸く滋く其運動の悪化甚じからんとす。勞資調和の策果して有りや無しや。吾人の觀る所を以てすれば、今日の處到底尋常手段を以てしては之が根本的解決を圖るは至難なるを以て宜しく政府を鞭撻して速かに國法を制定せしめ其活用によりて解決を圖るより外途無きと思料す。今日爭議調停の任に當らんとする者は之れあり、其の之れあるも未だ其處に出で得ざるものは爭議の解決を圖るに當つて何等準據する所無き爲め自ら時宜の策を得るに至らざるが爲に非ざるか、蓋し労働法規の制定實施は刻下の急務にして、法規にして實施されんか、勞資二者共に法規の範圍内に於て自家の權利を主張し得るに共に其保護をも受け得べく、而して法規の嚴然として其據る所を示し迎るべき道を訓へなば、假令頑迷なる資本家と雖も妄りに横暴を恣にする能はず、又如何に自覺なく節制無き労働者と雖も何を輕々しく無謀の舉を敢てせんや。尙法規を以て公然團體組織を認むること恰も産業組合の如くせば、賣名の徒の乗じて以て煽動するの隙なく労働運動指導者も亦自ら進むべき道を發見すべくして従つて労働運動の悪化と云ふが加き憂ひも無きに至るべき道理也。されど法は死物にして之が運用を俟つて始めて其効果を顯はすことを得、殊に労働爭議の如きは頗る紛糾錯雜なる利害關係の上に立つ。故に假令千百の法規ありと雖も其活用を誤らば何の役にも立たざる也。吾人は労働法規の制定と共に問題の一切を擧げて解決すべき特種機關の設置せられん事を要望す。即ち労働爭議を裁くべき労働仲裁々判所とも云ふが如きもの、設置せられんことは是也。

(八)

今や労働爭議は刻下の重大問題となれり。而かも文化の進運と共に其運動の起るべきは已に既に逆睹に難からざりし也。然るに政府は之れが救済に關し時宜の策を採らず自然の成行に放任したるの觀あり。偶ま労働法案の起草せられしと雖も、内務省案と農商務省案との確執となり、此貴重なる成案を徒らに机上の裝飾と爲せり、是れ政府當局者が自己の功名を貪るに急にして國家の利害を無視せるものにして其罪斷じて赦す可からざる也。吾人労働問題の勃發する毎に當局の無責任なるを痛感す。然かも今日の如き險悪なる情勢を誘致し一步間違へば革命の狼火たらんとする労働運動の悪化を眼前に眺めつゝ、尙且つ何等施す所ある無く、唯だ萬一の場合に武力を以て臨まんとするの意を暗に示すに過ぎざるは洵に言語同斷にして、萬一不祥事を惹起するが如きことあらば單に引責辭職位を以て其罪を許すべ